

## 第8回南区自治協議会 会議概要

日 時 平成28年11月30日(水) 午後2時00分～午後3時30分

会 場 新潟市南区役所4階 講堂

- 次 第
- 1 開会
  - 2 報告・連絡事項(本庁分)
    - (1) 新潟市立地適正化計画の策定について(都市計画課)
    - (2) 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業について  
(地域包括ケア推進課)
  - 3 議事
    - (1) 平成29年度特色ある区づくり予算(区役所企画事業)について
  - 4 報告・連絡事項
    - (3) 部会報告
    - (4) 第7回全体会で出された質問に対する回答について(地域課)
    - (5) 地域元気の種事業審査結果について(地域課)
    - (6) 南区総合防災訓練の実施報告について(総務課)
    - (7) その他
  - 5 次回全体会の日程について
  - 6 閉会

### 事前配布資料

- 資料1 新潟市立地適正化計画の策定について  
資料2 平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業について  
資料3 平成29年度特色ある区づくり予算一覧(区役所企画事業)  
資料5 地域元気の種事業審査結果

### 当日配布資料

- 会議次第  
資料4 部会報告  
資料6 南区総合防災訓練の実施報告について

出席者 小杉由美子委員, 小池芳雄委員, 田村義三郎委員, 青木智子委員, 小林 誠委員,  
木村 功委員, 小林公子委員, 棚村真寿美委員, 小林 孝委員, 高橋 薫委員,  
小山田充委員, 佐藤千代子委員, 山宮勇雄委員, 市嶋洋介委員, 野澤敏子委員,  
西脇 博委員, 小林敬子委員, 原 五郎委員, 渡辺悦子委員, 田中容子委員,  
大橋章子委員, 高橋文子委員 以上22名

(欠席: 渡辺 康委員, 小山康子委員, 片野秀雄委員, 丸山新吉委員, 原 正行委員,  
大那 孝委員, 本間智美委員, 小林加代子委員)

事務局 渡辺区長, 樋口副区長, 川瀬地域課長, 拝野地域課長補佐, 堀総務課長補佐,  
立川総務課安心安全係長, 新井田地域課地域振興担当係長, 伊藤同企画担当係長,  
大塚同主査, 蝦名同主査, 坂井同主査

関係課 高橋区民生活課長, 中村健康福祉課長, 金澤産業振興課長, 木村建設課長,  
牛腸味方出張所長, 宮本月潟出張所長, 大坂南区教育支援センター所長,  
重山白根地区公民館主幹

報道 1名（新潟日報社）

傍聴者 1名

（午後2時00分）

## 1 開会

○事務局（拝野地域課長補佐）（配付資料の確認）

○議長（棚村会長） 皆さんお疲れさま。今日は委員の欠席が多く残念だが、年末もまた一番最後の水曜日となるし、皆さんなかなかお忙しいとは思いますが、ご協力いただき、今日も活発なご意見をいただいてまいりたいと思うので、よろしく願います。

欠席者の報告

傍聴者の報告（所定の手続きを経て、傍聴していることを報告）

## 2 報告・連絡事項（本庁分）

### （1）新潟市立地適正化計画の策定について（都市計画課）

○議長（棚村会長） 次第2（1）新潟市立地適正化計画の策定について、都市計画課から説明をお願いします。

○吉田都市計画課長補佐 資料1「新潟市立地適正化計画の策定について」説明する。本計画は、本年度中の策定に向けて検討を重ねており、12月下旬からパブリックコメントの実施を予定している。本日はそれに先だち、現時点における計画素案の概要についてご報告申し上げます。

1「はじめに」をご覧ください。本計画については、再生特別措置法、これは国土交通省の所管となるが、平成26年の改正によって立地適正化計画が制度化されたことを受け、本市も計画を策定するものである。この制度は、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を基にし、望まれる都市機能を緩やかに誘導するとともに、公共交通と連動した良好な居住を誘導していくものである。本市では、平成20年にこちらに1冊あるが、都市計画基本方針（通称：都市計画マスタープラン）というものを作っており、その中で国の制度の改正に先駆けて「田園に包まれた多核連携型都市—新潟らしいコンパクトなまちづくり—」ということで都市づくりの方向性を示してきたところである。本計画はこれらを踏まえ、土地利用施策としての今後の方向性を改めて整理し、より具体的な取組み方針としてまとめているものである。資料に記載はないが、おおむね5年間の計画としており、計画策定後は調査分析評価を行いながら、必要に応じて計画の見直しを行っていく。

2「計画の概要」だが、本市の都市づくりの課題として、人口減少、超高齢化の対応など、ここで5つの課題を整理している。この課題を解決するための取組み方針として、方針1、2、3と3つの方針を掲げて、全市的レベル、生活圏レベルと二つの理念を持ちながら取組みを進めている。こうした理念のもと、本市の住まい方を考えるうえでのまちづくりの方向性を定め、より具体的に取組もうと現状の市街化区域において、本市の土地利用の考え方として、二つの誘導区域を設定し、誘導方策の導入方針を明示していく。この都市再生法の趣旨に沿って、国の方ではまちづくりや福祉、福祉、子育てなどに対する支援を充実するとしており、この計画を作ると今後は国の支援制度が活用できるようになる。このため、今後、新たな施設整備を行う場合や、新規の開発建築の検討をされる際の目安として設け、適正な土地利用を緩やかに誘導しようとするものである。

策定スケジュールだが、先ほど申し上げたとおり12月下旬からパブリックコメントの実施を予定しており、本年度中の策定に向け、現在、検討を進めている。

3「それぞれの拠点が担う機能や役割について」である。これについては都市計画マスタープランで示している多核連携型の都市構造を基に立地適正化を図るという観点から、それぞれの拠点が担うべき機能について再整理している。右上の都心及び都心周辺部については、本市

の都市の象徴的な市街地として、情報や文化が創造・発信される拠点として新潟市の顔としての機能強化を図ることとしている。地域拠点<各区のまちなかエリア>については、各区の要衝として、地域の核の形成に努めることはもとより、まちなかを形成する市街地形成を図り、日常生活での人の出会いや顔が見える場としての機能強化を図っていく。このため、都市機能充実を図るべきエリアとして、図の左側に凡例があるが、都心周辺部には、重点エリアと機能集積エリアを、各区のまちなか、地域拠点にはまちなかエリアをそれぞれ設定することとする。

なお、パブリックコメントを実施する計画書の素案は、少し分厚いものであるが、今日、追加で配付させていただいた、各エリアにおける都市機能や居住環境充実の方向性として、左側には、各区の地域拠点の方向性。右上には、市街化区域の居住を推奨するエリアの方向性。右下は、市街化調整区域の田園集落づくりエリアにおけるまちづくりの方向性を整理している。

4「誘導区域の設定について」である。今ほど説明したそれぞれの拠点が担う機能や役割を發揮させるべく、現状の市街化区域内に都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定する。都市機能誘導区域については、新潟駅、万代、古町、万代島地区の赤色で着色したところと白山周辺地区及び県庁のある新光町・美咲町地区のピンク色で着色したところとなる。なお、各区のまちなかエリアについては、現段階においては都市機能誘導区域には含まれていない。今後もまちづくりの動向を見ながら、必要に応じて設定していくこととしている。

続いて、居住誘導区域については、この図の薄い肌色で着色した居住を誘導するエリアとして、これは現状の市街化区域の工業系の用途地域など、居住以外の土地利用を図る区域を除いたところを設定している。さらにこの中でも、緑色の斜線で覆われたところは、公共交通の利便性が高いエリアとして本計画に位置づけている。また、市街化調整区域については、本市独自の取組みとして、住宅などの開発の建築の要件を緩和する条例を平成26年に制定しているが、こうした田園集落づくりエリアについても、例えば、西蒲区の越前浜集落では、空き家を活用して移住・定住の取組みをしているなど、そうした集落の維持活性化を促進していく。

図の下のほうをご覧ください。本計画で設定する区域外で、一定規模以上の開発行為や建築行為を行う場合には、今度、事前の届出が必要となる。具体的な要件については、3戸以上の住宅建築など、資料に記載のとおりである。通常行われる皆さんが家を建てる場合の戸一戸の建築については届出はしない。この届出に関して、都市機能誘導区域外で別途定める誘導施設を有する建築物の開発行為や建築行為を行う場合と居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発等を行う場合に、それぞれ法に基づいて届出をお願いすることとなる。この計画については、区域設定を行うが、強制的に住む場所や各種施設の立地を集めようとしたり、区域外となるエリアに立地する施設や住宅等を直ちに移転させようとしたりするものではない。届出というやり取りを通じ、きめ細かく緩やかな土地利用の誘導を図ってまいりたいと考えている。南区については、市街化区域より市街化調整区域に集落に住まわれている方の人の数のほうが多いわけだが、先ほど申し上げた田園集落づくりということで、集落の維持活性化、あるいは移住・定住の促進、そういった取組みを一緒になって考えていきたい、やっていきたいと考えていきたい。

以上、立地適正化計画の策定について説明を終わる。

○議長（棚村会長） ただいまの説明について質問があればお願いします。

○小林（誠）委員 白井大郷信濃川フルーツフラワーの里公園が機能別拠点ということで丸でくくっているが、これは何のことを想定されているのかをお伺いしたい。

南区のところは先ほど言われたとおり、田園の集落づくりのエリアということが入ってくるかと思うが、具体的に何かあるのかというところがあれば教えていただければと思う。

○吉田都市計画課長補佐 まず、最初の機能別拠点ということで、アグリパークなどと同じような形で白井フルーツフラワーの里というものをある種、拠点ということで位置づけている。田園集落づくりの具体的なというのは、今のところ南区については動きがないが、集落の方が、恐らく高齢化が進んで、集落の中の人も減っているという状況があると思うが、それを維持活性化していくために何かまちづくりをしたいというご相談があれば、区の建設課でもいいし、ぜひ相談いただきたい。

○小林（誠）委員 最初のフルーツフラワーの里公園について、どういう機能の観点から見て

いるのかということを知りたい。

○吉田都市計画課長補佐 アグリパークもそうだが、多くの人を呼び込む地域の観光拠点として捉えている。

○小林（誠）委員 地元なので、その現場を見られたかどうか分からないが、実際、観光を呼ぶような公園でない。何しようも、こうしようもできる公園ではなくて、地元の人が来て遊ぶ程度の公園かと思うのだが、その中で拠点とするのであれば、拠点をするなりのいろいろなものを計画していかなければいけないと思う。ただ、アグリパークとフルーツフラワーは全く別なので、その点、拠点とされるのであれば、それなりのことをしていただければと思うので、よろしく願います。

○議長（棚村会長） ほかにいるか。今後、ご意見のある方はパブリックコメントをどうぞというお話だった。私から一つよろしいだろうか。緩やかな誘導というような言い方をされているが、例えばこれはどこの課が具体的にどのようにするとか、例でいいのだが、例えば、この地区のここは居住地域になっているので、具体的にどういう方向にもっていくというようなところを例えば、行政のほうで主導して誘導して下さるのか。要望があればそのように配慮するという方向になるのか。どういう考え方をすればいいだろうか。

○吉田都市計画課長補佐 例えば、南区を例に申し上げると、和泉の工業団地などの工業系のところは居住誘導区域に設定していないが、そういうところで3戸以上の住宅開発をしたいという民間にまず届出をしてもらおうということ、そうした場合に、そこは居住誘導を進めている場所ではないということで、お話はさせてもらうが、これはあくまで届出制度なので規制ではない。お話しさせていただく中で、それでもそこでやるとなれば、それはそれでやむを得ないという部分はあるのだろうが、そういう使途の届出を通じた開発業者、建築業者と市とのやり取りの中で緩やかに誘導していきたいということである。

○議長（棚村会長） 今回はどちらかというエリアを決めた以外のところには建築できないので気をつけてくれというような趣旨のほうが強いのということか。

○吉田都市計画課長補佐 区域外で3戸以上の建築、あるいは開発をやる場合に届出というのが必要になってくるので、そういう手続きが増えるということである。

○議長（棚村会長） 建築する場合の注意点みたいなところで、私が受けたような、例えば、ここを居住エリアにというような形で計画するので、前向きにこうしていこうとかああしていこうというような行政の誘導というものではないということだろうか。何か引き込むとかというようなことではないと。

○吉田都市計画課長補佐 繰り返しになるが、届出制度を通じて緩やかに誘導すると。あくまで規制ではないので。

○原（五）委員 機能や役割の部分の中で、中心部が真っ赤になっているが、これについては、ここを最重点で開発するという計画なのか、それと合併同時に作られたマスタープランとこの計画との違いを教えてください。

○吉田都市計画課長補佐 これは都市の骨格構造図だが、基本的に平成20年に作った都市計画マスタープランと大きく変わっている点はない。重点エリアと書いているが、いわゆる都心、新潟駅や万代、古町、そういったところは新潟市の顔として、拠点としての強化をしていきたいということである。一方で、当然、各区の地域拠点というものも、同じようにまちなかエリアということで大切であり、そういう部分の都市づくりの方向性については、今日、追加で配付させていただいた各区の地域拠点、まちなかエリアというところで書いてあるような取組みを今後は皆さんと話し合っ、より具体的なものとして進めていく必要があると考えている。

○原（五）委員 合併協議のころ、私ども、地域の説明を開いたときに、ほかの地域の税金をみんな吸い上げて、駅を中心のところみんな投資するのではないかという意見がかなり出たが、これを見るとそのまま出てきたような感じがするが、そういう根拠があって、ここを示したわけではないのだろう。

○吉田都市計画課長補佐 違う。8つの区があり、都市計画マスタープランでも多核連携型、まちづくり、都市づくりを進めるということで、それぞれの区がきちんと区の中のまちづくりをやるとともに、それらが連携して全体としての新潟市を持続可能な都市を作っていこうとい

う考えなので、南区についても地域拠点というのは当然ある。

○議長（棚村会長） よろしいだろうか。ほかどなたかいらっしゃるか。

○西脇委員 農協の代表で来ている西脇である。

私の住んでいるところは、先ほどの小林誠さんの臼井地区だが、それこそこれで見ると田園集落づくりエリアに入っているし、私はこういうところに住めていいなと思って、ずっと居住していくつもりではいるが、今、ここで言うのは早計なのかもしれないが、農政がかなり変わってきて、30年以降は国が生産調整の配分をやめるということで、かといって生産調整がなければ米の暴落で田園が田園として、果たして維持していけるのだろうかも心配している。多分、農業が衰退していくと、田園型政令都市と言われるこの田園地帯が原野と化す可能性もなきにしもあらずのような気がする。こうくと来年1年、再来年になると生産調整がなくなるわけなので、皆さんが野放図に。農家の中にはかなりの数、生産調整をしなくてもいいと考える人もいる。今のところは再生協が中心になって、その地域の生産調整目標を設定して配分していかなければならないところはあるが、そうすると県や市はかなり深くかかわっていかなければだめである。そういう農業の先行きも考えて、こういう計画を作っていかないと原野と化すようなことにならないように、そういうこともアプローチとして考えてやっていただきたいと思う。

今、言う意見としては早すぎるかもしれないが、そういうことも考えていかないと、新潟市の広い田園部分は残っていかないとと思うので、よろしく願います。

○吉田都市計画課長補佐 都市計画、土地利用のことばかりやっているものだから、今のお話、農業政策と大変密接な関係があるお話だと思っている、貴重なご意見として、関係部署に伝えておきたいと思う。

○議長（棚村会長） ほかにいらっしゃるか。では、新潟市の立地適正化計画の策定については、これで終わりとする。

## （2）平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業について（地域包括ケア推進課）

○議長（棚村会長） 続いて次第2（2）平成29年度の介護予防・日常生活支援総合事業について、地域包括ケア推進課から説明をお願いします。

○小野地域包括ケア推進課長 皆さんこんにちは。地域包括ケア推進課の小野という。日ごろより皆様におかれては、本市の福祉行政にご協力いただき、まことにありがとうございます。この場をお借りしてお礼申し上げます。

今日は、お時間をいただき、来年度から内容の変わるものがあるので、その内容についてご説明ということでお時間をいただいている。なお、この内容については、11月9日までパブリックコメントを実施しており、詳細な内容については、明日、ホームページで細かい部分を公表させていただく。パブリックコメントを受けた内容ということで、ホームページ、区役所、出張所でも閲覧できるようになっているので、詳細はそちらでということをお願いする。

資料2の左側をご覧ください。1 総合事業実施の背景・目的の部分である。背景として、高齢者人口が増加する中で、ただ、高齢者の人口が増加するだけではなく、特に一人暮らし、高齢者の夫婦のみ世帯というのが、高齢者の数以上に伸びていると。また、後期高齢者が増えることによって、認知症の高齢者も大きく増大している。そんな中で、今後もその増大が見込まれている中で、医療や介護のニーズも非常に大きくなってきていると。また、ちょっとした支援へのニーズも大きくなってきているということが明らかなかわけである。一方、働く世代の減少が進んでいく中で、これまでのような担い手で、同じサービスを維持するのが難しくなってくるのではないかと。実際、今、人材不足というのも始まっている。こんな中で、専門職については重度と中度の方のケアへ集中的に、専門的に回ってもらって、比較的軽度の方への支援は、例えば、早期退職されている方や高齢者などの新たな人材を活用し、それらの裾野を広げていくことで、対応をしていかななくてはならないというような状況になってくるだろうと言われている。また、専門的でない部分については、住民同士の助け合い、支え合いの活動というのが重要になってくるだろうということで、介護保険の改正により国が大きく方向転換を切った形になる。

そこで、次の2介護保険制度の新旧対照だが、これまで介護保険の予防給付として実施してきた要支援1、要支援2の方の訪問介護と通所介護、いわゆるホームヘルプとデイサービスについては、同じく介護保険制度の中なのだが、地域支援事業の総合事業として、名称で言うと介護予防・生活支援サービスという位置づけがされ、これが市町村ごとの基準、内容で、市町村の実情に応じてサービスを提供していくということに来年度以降なる。また、あわせてお元気な方を対象としていた要支援になる恐れのある方などを対象として、1次、2次と言っていた介護予防事業についても再編され、一般介護予防事業という形で実施されることになる。新旧の新制度の欄、下の太い枠の中だが、新潟市におけるサービス類型（案）だが、新潟市では介護予防、生活支援サービスにおいて、国の示したサービス類型のうち、訪問サービスについては、現行とほぼ同じ、現行相当というサービス。人員基準を緩和したサービスAというもの、住民主体のサービスB、短期集中型のサービスCというものに分かれる。中を見ると、訪問というと現行相当、基準緩和、住民主体、それから今、行っている保健師等による訪問指導。通所については、現行相当、基準緩和サービス、今現在、3か月短期でやっている幸齢（こうれい）ますます元気教室というものというように再編される。また、一般介護予防のほうを見ていただくと、三つ点がある中で三つ目の点だが、週1回以上開催の地域住民と運営の通いの場。いわゆる地域の茶の間である。地域の茶の間についても、週1回以上であれば、介護予防という面でこれまでのデイサービスの代わりなるだろうという国の観点から、介護保険を財源とした補助という制度が変わってくる。これまでどおり月1回とか2回とかやっているのは、社会福祉協議会の補助が残るわけだが、週1回以上については、今度は介護保険を財源とした補助に変わっていくということになる。

右側の上のほうだが、繰り返しになるが、今度の改正において、要介護の1から5の方については、現行と同じサービスになる。そして要支援1、2の方の中で、訪問看護や福祉用具といったデイサービスとホームヘルプ以外のサービスについては、そのまま今の介護保険の中で介護給付となるが、ホームヘルプとデイサービスだけは、今度は市町村事業に移行するということになる。その移行については、更新を迎えた方から順次、平成29年の4月から移っていただくという形になる。

3サービス利用の流れだが、今まで要介護要支援認定という形で申請をしていただいて、認定を受けてサービスを使うという流れになっていた。それがこの3サービスの流れの左側である。これまでは申請を受け、医師の診断、意見書等をつけて審査会にかけて、その結果でサービス、要介護だとか、要支援というように認定されたからサービスを使うということになっていたが、これに大体約1か月半ほどかかっていた。今度は、市町村事業、訪問看護と通所介護だけしか使わないという方については、25問の質問からなるチェックリストというもので、サービスを受けられるようになる。このチェックリストの判定は地域包括支援センター、区役所の健康福祉課、地域保健福祉センターで判定ができるということで、窓口に行ってお相談したうえで、ご本人の状況により要介護認定の申請をするのか、チェックリストをするのかということ、ご相談させていただき、チェックリストだとその場で判定が出るので、数日のうちにサービスが利用できるようになる。該当ということになると、翌日、今度は地域包括支援センターのほうにデータがいくので、地域包括支援センターからまたケアプラン等を作ってもらってのサービス利用という流れになるということで、訪問介護、通所介護だけしか使わないという方については、より早くサービスが使えるようになる。

続いて、通所と訪問のイメージ図ということで、真ん中がサービスになっているが、サービスの一番下、住民主体の支援ということで、訪問型、通所とも住民主体のサービスについてだが、訪問でいえば、サービス内容の中に日常のちょっとした困りごとに対する生活支援というのがある。今まで介護保険の中では、例えば、家事であれば洗濯や掃除と決まったサービス以外はしてはいけないということであったが、住民の皆様から提供いただくものについては、例えば、庭の剪定だとか、ペットの世話だとか、布団干しだとかということを含めて、いろいろなこと、ほんのちょっとした困りごとについてもやっていただけるということになる。新潟市としては、この住民主体の支援を広げていこうという方針であり、そのために支え合いのしくみづくり会議、支え合いのしくみづくり推進員ということで、いわゆる協議体だとか、コーデ

イネーターというものを圏域ごとに置いて、その地区で何に困っているかということ把握しながら、そういうところを中心にして住民主体のサービスを進めていこうという形になる。一番上が現行相当サービスだが、これは今までと変わらない基準で提供されるサービスとなる。これは、身体介護が伴う場合は、今までと同じサービスということで現行相当と。変わるの単価の部分だが、今まで要支援の方については、利用回数に応じず、月いくらということになっていたが、来年度からは1回当たりいくらという形の単価改正をしたいと思っている。真ん中の基準緩和サービスが、身体介護を伴わない場合に提供するサービスで、人員基準等を緩和して、2日程度の新潟市が実施または指定する研修を受けてもらった方に従事していただくということで、現行の8割程度の単価を介護保険から払うと。利用料のほうも1割負担であれば、その分、安くなるということになる。ただ、来年度からスタートしても、十分にそのサービスが行き届いていないということもあるから、また利用者も1年間かけて順次、切り替わっていくということもあるから、この表の左側が利用者になるが、現在の利用者、身体介護を伴っていれば現行相当サービスだが、身体介護を伴わない方についても、近隣にサービスがないという、または今、使っているところを引き続き使いたいという方については、引き続き、当面の間、今と同じサービスを使っていきたいということで考えている。当面の間というのは、いつまでかというご質問をよくいただくのだが、基準緩和サービスや住民主体のサービスが、ある程度、一定量そろそろまでは現行と同じような形で進めていきたいと思っている。

また、利用者への説明については、切り替わる方にすべて、大体8,300人ほどの方がいらっしゃるが、これらの方については、地域包括支援センターかケアマネジャーが一人ひとりに回り、説明しながら進めていきたいと思っている。いずれにしても、混乱がないように進めていきたいと思っているので、よろしくお願ひしたいと思う。

○議長（棚村会長） ただいまの説明についてご質問があればお願ひする。

○小林（誠）委員 内容としては、包括の方々が一生懸命やってもらえればいいのかとあって、私たちが首を突っ込むところまではいかないのかと思うが、一番最後のところの一般介護の予防の茶の間の件だが、これが介護のほうの支援がいただけるということになるかと思うが、平成29年度の事業所見込みが30プラスアルファというのは、新潟市全部の30ということによってよろしいだろうか。

○小野地域包括ケア推進課長 今、新潟市内に茶の間は約400から500程度あるが、ほとんどが月1回か月2回というところが多くて、週1回以上あるところが、現在30か所ということで、見込みとして、今、やっておられる30か所が移行していただくのではないかとということ、いくつかが増えてくれるのではないかとということ、スタート時点では30プラスアルファと表現させていただいた。市内全体である。

○小林（誠）委員 地域でやる場合だが、地域の茶の間のところに介護関係の資格があるとか、そういうものは必要ないとか、あとは補助対象については、微々たるものという気がするが、そのほかの運営に対しては、使われる高齢者の方の負担になるのか、それともボランティアでいいので、コミュニティ協議会や自治会がやるのか。それについては教えていただきたい。

○小野地域包括ケア推進課長 介護関係の資格要件は、考えていない。地域での支え合いということで、運営していただく要件としては、ボランティア保険に入ってもらっていただくことだとか、そういう内容をお願いしたいと思っている。補助については、これから予算要求になるわけだが、今やっているモデル事業だと立ち上げ時に20万円、運営費として年間20万円ということなので、それをベースにした予算要求になってくるだろうと考えている。

利用者の負担については、お茶代だとか、そういう実費相当分ということで考えているが、料金の設定についても、その団体にお任せするような形になる。

○小林（誠）委員 介護保険の制度の中に、これは新潟市がやることになるのだろうが、制度の中に入るのか。

○小野地域包括ケア推進課長 はい。制度の中に入って、その補助の財源として介護保険料が充てられると。

○小林（誠）委員 運営費の20万円というのが介護費制度の中の事業の予算ということになると。そのほかは使われる住民の方についての補助はないということか。皆、要は茶の間だか

ら、茶の間へ行かれるのであって、おおむね10人と書いてあるが、100人行こうか、200人行こうかなれば、そういう話をしている。大体、介護保険というのは、使われる方の負担があって、そこに補助があってというのがよくあるじゃないか。この場合は、20万円というのは、その場所に20万円なのか、それとも人数、こういう方がいて、こういう人が使っているのに対しての補助金なのかという話を聞いている。

**○小野地域包括ケア推進課長** 利用人数にかかわらず1団体につきいくらかという形を考えている。

**○議長（棚村会長）** ほかにいらっしゃるか。いわゆる表のサービス利用の流れを見てみると、実際問題、ご自分が、あるいはご家族が介護を受けなければいけないのかと思われて、相談するところからまずは始まると思うが、例えば、単独世帯の方などで、あるいはお年寄りのご夫婦のみの方で、システムを知らないとか、あるいは認知症が入っていて、それがよく分からないとか、いわゆるご近所とのつながりの中で孤立する方要するに漏れる方がいないのかと知っているが、見たら対象者把握事業というものが前にあったようなことが書いてあって、これがどういう形になっていたか分からないが、例えば、民生委員だとか、そういう方からのご相談があってというような形になっていたのか分からないが、要するに申請される、あるいは相談されるのを今、待ちの状態のサービスなのだが、掘り起こしというのだろうか。そういうところの部分ではどう考えていらっしゃるか。

**○小野地域包括ケア推進課長** 今までだと65歳以上の方について、2年に一度、奇数年齢のときにチェックリストを郵送でお送りして回答をいただいていた。その方について、その中でチェックリストの項目から、この方はもう少し予防したほうが良いということ判断して、地域包括支援センターがお伺いし、次のサービスをつなげるような仕組みになっていたが、全国的な傾向として回収率が非常に悪い、効率が悪いということがあって、それが廃止になる。では、来年以降、どうやって把握していくかという部分については、地域包括支援センターと相談しているところだが、より訪問の部分強化して掘り起こしというか、そういう取りこぼしのないようにしていこうと思っている。

**○議長（棚村会長）** そうすると一応、健康福祉課では65歳以上の方には今後もできればそういう形で何らか皆さん65歳以上になったらそろそろご自分のこと、体調のことやいろいろなことに気がついてほしいというような何かしらのアクションのたよりを出すとか、そういう何かしたら考えて行かれるのだろうか。

**○小野地域包括ケア推進課長** 今、正直なところ、65歳になったときや75歳になったときに何かということは考えていないのだが、そういうご意見もいただいたので、掘り起こしというか、取りこぼしのないようにという部分を考えていく中で、そのご意見も参考にさせていただき、考えていきたいと思う。

**○原（五）委員** 今ほどの把握の仕方、実は今日、チェックリストの回答をしたら、包括支援センターから訪問を受け、あなたは危ないという話が来たので、リストに載せておいてくれとお願いしたが、やはりそういう取組みが開始されるようだが、なかなか難しいのではないと思う。そうすると民生委員に頼るとか、保健師が全部把握できるわけないし、今までのチェックリストというのは継続しておいたほうが良いような気がするが、回収率が悪いそうだが、そんな気はしないと思うがいかがだろうか。

**○小野地域包括ケア推進課長** 今日、データを持ってこなかったが、大体、回収率が半分で、そのうち訪問して声かけしたほうが良いという方が何割だったかいらっしゃって、訪問した後にサービスにつながっている方というのは、また10パーセントくらいしかない。実際は、包括が訪問してもいいと。一人で何でもできるからいいのだという方のほうが圧倒的に多くて、行くことに価値はあると思うが、実際にそのサービスにつながっている率というのは、やはりご自分で意識を持っている方が圧倒的に多いということでの、全国的にこういう傾向があって、今回、こういう制度に来年度から切り替わるという状況なので、ただ、繰り返しになるが、この対策については、4月までには考えていかなければならないと思っている。

**○議長（棚村会長）** もう一つは、いわゆるお隣に気になるご夫婦がいるのだがという場合の周りの人から、例えば、地域包括支援センターなどに、実は隣にこういう人がいるのだがとい



うような相談をしたほうがいいのか、実際問題、住民としてはどのように対処すれば。

○小野地域包括ケア推進課長 ぜひ、少し最近様子がおかしいという方がいらっしやれば、包括のほうに連絡していただきたいと思う。何らかの形で包括は訪問するなり何かして確認するので、実際に私の家の実家でもあったが、近隣の方が最近どうもおかしいということで、包括に連絡して訪問したら、認知症が始まっていたというケースもある。そういうものはなるべく、特に認知症は早期発見、早期対応というのが重要なので、何か変化があれば、通報された方の秘密は守るので、少し様子がおかしいというのは、包括のほうでもいいし、地区担の保健師の方でもいいし、区役所のほうでもけっこうなので連絡していただければと思う。

○議長（棚村会長） そう考えると、住民としての役割というのは周りのお年寄りの方々に目を向けて、特にこういうシステムみたいにしてしまうとやりにくいのだが、声をかけたり、一緒にお茶を飲んだり、いろいろ会を開いたりというようなところでお互いを地域住民で支え合っていこうというような軽いところからでもOKということだろう。

○小野地域包括ケア推進課長 そうである。今回の地域包括システムというのが、地域づくりというのが一番の主眼なので、高齢者だけでなく、障がいの有無にかかわらず、障がい者も子供もみんな含めた地域を作っていこうというのが大きなところなので、できるところからコミュニケーションというか、関係づくりを進めていっていただきたいと思う。

○議長（棚村会長） ほかいらっしやらなければ、以上とさせていただきます。

### 3 議事

#### (1) 平成29年度特色ある区づくり予算（区役所企画事業）について

○議長（棚村会長） 続いて、3議事（1）平成29年度特色ある区づくり予算について、区役所の企画事業についてだが、地域課から説明をお願いする。

○川瀬地域課長 平成29年度特色ある区づくり予算（区役所企画事業）についてご説明させていただきます。まずはこの予算の作成にあたり、皆様から時間をかけて丁寧にご議論いただき、まことにありがとうございました。資料3「平成29年度南区特色ある区づくり予算提案一覧（区役所企画事業）」をご覧ください。11月1日に第2部会、9日に第1部会、14日に第3部会を開催して、それぞれの部会が担当する区役所企画事業の概要や予算組みなどについて、事業担当課から詳しく説明させていただき、質疑応答をさせていただいた。各部会では、委員の皆様からご審議いただいた中で、各事業を実施するうえで参考となる多くのご意見をいただき、ありがとうございました。その中で、各事業に対して、特に修正という意見はなかったので、ついてはこの資料にある新規2事業、継続13事業の合計15事業を来年度の南区特色ある区づくり予算として計上させていただきたいと思う。なお、各部会で皆様からいただいた多くのご意見については、事業実施の段階で参考とさせていただき、説明は以上となる。ご承認をよろしく願います。

○議長（棚村会長） それぞれの事業の内容については、先回の自治協議会の中でお配りしており、また本日、お持ちいただくようにというご案内が出ていたが、それに合わせて具体的に予算案が出たということである。皆様方のほうから改めてご質問などあるか。もう一度、この事業内容について聞いてみたいというようなものがあれば願います。では、皆様からご承認いただいたということによろしいだろうか。以上で、南区特色ある区づくり予算については終わりとする。

### 4 報告・連絡事項

#### (3) 部会報告

○議長（棚村会長） 続いて、次第4報告・連絡事項（3）部会報告について願います。ご質問は、報告がすべて終わってから合わせて願います。では、第1部会について、小林誠委員から願います。

○小林（誠）委員 第1部会では、第8回の会議を11月9日に開催した。会議内容としては、区づくり予算事業についてと平成29年度の自治協議会提案事業について、南区安心安全・みまもり隊についての内容を会議した。協議結果だが、区づくり予算事業については、第1部会

が所管する分野の区役所企画事業について、事業担当課から説明を受け、質疑を行った結果、委員からの意見については、事業実施の段階で参考としていただくこととして了承した。

平成29年度の自治協議会提案事業については、引き続き、公共交通PR事業と防災・防犯事業を行っていくことにした。

南区安心安全・みまもり隊については、だいぶ遅くなったが、本間委員からステッカーのデザインが出てきたので、その確認を行い、第1部会だけで決められるものではないので、各委員会から確認してもらい、意見をいただくこととした。

○高橋委員 第2部会は、11月1日に開催した。会議内容は、第2回教育ミーティングについて、区づくり予算事業について、「家族ふれ愛月間」講演・上映会についてだった。協議結果として、教育ミーティングのテーマについては、これから12月5日にあるが、「地域と学校の連携について…子どもの学力についてみなでできることを考える」という報告とした。

平成29年度区づくり予算事業については、地域課(地域元気の種事業)、健康福祉課事業(地域包括ケアシステム推進事業、園児アグリパーク体験事業、障がい者自立促進支援事業、「地域の子育て」を応援、未来創造教室)について所管から説明していただき、質疑の後、了解をいただいた。

また、13日開催の「家族ふれ愛月間」講演会・上映会については、当日のレイアウト、進行、役割分担等について確認した。また、11月13日開催の上映会・講演会は400人以上の観客があり、また原作者の小松さんのすばらしい講演で有意義な一日とさせていただいた。

○市嶋委員 第3部会は11月14日に開催した。会議の内容としてはご覧のとおりになっている。協議結果においては、まず区づくり予算事業について、第3部会が所管する分野の区役所企画事業について、事業担当課から説明を受け質疑を行った結果、委員からの意見については、事業実施の段階で参考としていただくこととして了承させていただいた。

また、2番目の第3部会実施事業についてだが、消費者目線での加工品でほしい食品は何かを一般の女性の方に今回限定して、10名程度での座談会の形式で話し合いを行って、その結果をまとめさせていただき、関係するところに情報提供するという方向になっている。また、座談会の日程等は、今後、ファシリテーターの方と日程調整していくことになっている。

また、綱引き合戦については、本年2回目ということなので、各コミュニティ協議会に改めてお願いをさせていただいているところであるが、来年は委員の改選もあるということなので、ひとまずこの2回の綱引き合戦というものを一つの区切りとして考えているといったところで話をさせていただいた。

○高橋委員 広報部会は11月21日に開催した。内容は南区自治協議会だより第7号についてである。この7号について、掲載内容の最終確認を行い、表面には各部会の事業報告と区自治協議会研修の方向、裏面には地域情報発信コーナー「しろね大風タウンガイド」のインタビューと地域の新しい拠点「天昌堂」の紹介を掲載する。今、初校も終わり、これから校正を繰り返して12月18日には発行予定となっている。

○議長(棚村会長) では、各部会報告をいただいたが、ご質問はあるか。安心安全・みまもり隊のステッカーはいつごろ確認。次の部会くらいに各部会で確認をしていただくような形になるということで、では、楽しみにしたいと思います。ほかにご質問あるか。なければ、部会報告は以上とさせていただきます。

#### (4) 第7回全体会で出された質問に対する回答について(地域課)

○議長(棚村会長) 続いて次第4(4)第7回全体会で出された質問に対する回答についてだが、地域課から願います。

○事務局(川瀬地域課長) 第7回全体会で出された質問に対する回答ということでご説明させていただきます。先月の本会議全体会において、市民協働課から「区自治協議会のさらなる活性化」について説明させていただいたときに、全体会議の内容を選出団体へ報告していただくことなどについて、ご意見をいただいていたので、回答させていただきます。

まず、自治協議会については、地域のことは地域で考え、自らで解決し、責任を持つという住民自治の観点からも、住民の皆さんの主体的な参加を期待するもので、多様な意見の調整及

び取りまとめを行い、区民と市との協働の要としての役割を担うということになっている。よって市が来てくださいということをお願いして来ていただくとか、市に対する要望だけをする場ではなく、ともに課題解決に向けて一緒に取り組んでいく場であると考えている。委員の皆様には自治協議会の会議内容を選出団体に対して報告していただくわけだが、前回、会議内容を選出団体へ報告する際の資料をいただけないかというお話をいただいた。まず、コミュニティ協議会選出の委員の皆様におかれては、今も各地域生活センターに自治協議会資料及び議事録を送付しているの、そちらをご報告いただく際にご利用いただければと思っている。

コミュニティ協議会以外の団体から選出されている委員の皆様には、現在、委員の皆様あてに一部しか配布していなかった。報告用の資料配付をご希望される団体があれば、こちらからそちらの団体の事務局等へメールで資料のデータを送付させていただく。あわせて、現物の配付もご希望される団体があれば、対応させていただきたく、その旨、お伝えいただければと思う。委員の皆様におかれても、選出された地域や団体ごとに必要な情報が違うこともあるので、委員の皆様判断で、それぞれの団体に必要と思われる情報を提供していただき、委員ご自身の所見も含めて、地域で意見交換等を行っていただければありがたい。今後とも引き続き、ご協力をよろしくお願いする。

○議長（棚村会長） という回答だったが、ご質問、あるいはご意見はあるか。

○小池委員 先ほどの質問は、先回、自分が確かこの部会、会議次第をある程度出して、それに対するアンサーもつけて出していただけないかということをお願いしたわけだが、確かに地域生活センターに行くことはあるが、自分自身が見たことがないので、どこにどうなっているのか、その引き継ぎもあまり受けていないわけだから、帰ったら聞いてみるが、どこも大体、そんなものだと思う。要はどうしてこういう話をしたかという、先回、市の方が来られたときの話では、こちらからそういう話をぜひPRしてくれと書いてあったもので、PRするには一部そこにあるから、それを見ろという体制だけではなくて、もう少し丁寧なやり方はないものかをお願いしたわけなので、それ1枚見て、その中からいいものだけ自分で説明しろと言われると、確かにそのとおりなのかもしれないが、もう少し丁寧な対応ができないものだろうか。

○事務局（川瀬地域課長） 区によっては速報というか、簡単にどんな内容であったかということを出しているところもある。ただ、それを見ても結局、タイトルがあって、1行くらい何々について話があったということなので、であれば次第がある程度どんなことかというもののタイトルになるし、あとは少し長くなるが、会議録があるので、そこで皆さんが、ここが大事だと思ったところを逆にチェックしていただければと思う。1行書いてあるよりもいいのかと思って、もしそれはそれとして、やはり次第に1行何々があったみたいなことが1枚であったほうがいいということであれば、それはこちらのほうでも、そういうご意見があれば検討してできると思う。会議録はどうしてもチェックするので遅くなるが、早めに一枚紙で送るというのはできるので、その辺ももしであれば、皆さんからご意見をおっしゃっていただいて、だんだんいい形にしていければと思っている。先ほどの地域生活センターについてはご確認いただいて、それを掲示するということもお願いできればと思う。

○小池委員 それで大体けっこうだが、確かにこれだけの議題の中で、自分がどれが一番大事で、どうやって例えば、コミュニティの会議のときに説明していくか。ある程度、自分でかなり大事な話だということは説明させていただくが、ある程度、それこそ市のほうでこれは大事だと、皆さんに周知したほうがいいというところにアンダーラインを引いた資料をいただけると、大変ありがたいと思うが、そういうご丁寧な発想はなされないのだろうか。

○事務局（川瀬地域課長） 話をした中で、こちらでこれは大事、これは大事ではないという判断は難しいと考えるが、また検討させていただきたいと思う。

○小池委員 確かにみんな大事な議題だと思うので、そちらにこれが大事だと失礼なことを申し上げて申し訳なかった。

○事務局（川瀬地域課長） ただ、こちらでも何か皆さんがお伝えするときに、伝えやすくなる方法はないかということで検討してみたいと思う。

○議長（棚村会長） ほかいらっしゃるか。では、回答については以上とさせていただきます。

#### (5) 地域元気の種事業審査結果について (地域課)

○議長 (棚村会長) 続いて、地域元気の種事業の審査結果について、地域課から願います。

○事務局 (川瀬地域課長) 地域元気の種事業の審査結果について、ご報告させていただきます。資料5をご覧ください。この事業は、南区の特色ある区づくり予算の一つとして実施しているもので、今年度はコミュニティ協議会の皆さんから地域の課題解決を目指す事業を検討、提案していただき、審査会で来年と再来年の実施事業を選定することとしている。そして、先月28日に審査会を開催し、7つのコミュニティ協議会から提案事業の発表をいただいた。審査員による審査選定を行った結果、お手元の資料で庄瀬、茨曾根、新飯田、この3コミュニティ協議会が選定となっている。当初、提案事業のうち2件を選定することとしていたが、非常に優れた提案を多くいただいたということから、結果として3件を選定させていただいた。なお、来年と再来年の補助事業額1件当たり上限60万円の変更はなく、区づくり予算の額を拡充して実施させていただく予定である。なお、今回、選定とならなかった事業についても、地域の課題をしっかりととらえ、自ら企画しており、他のコミュニティ協議会の参考にもなると思うので、ぜひ情報の共有をしたいと考えている。また、何らかの形で支援する方法を探っており、またご相談させていただきたいと思っている。

○議長 (棚村会長) 地域元気の種事業審査結果について、ご質問、ご意見あれば願います。

○小山田委員 元気の種事業に関しては、残念ながら月潟は振り落とされた一つだが、月潟は月潟なりに一生懸命模索した中で、こういう事業をやろうという結論がこの事業なのだが、この月潟の市(いち)うんぬんということだけではなくに、地域のふれあい、地域振興というものも含めて、こういうことをやろうと。広い意味で言うと、私個人の意見だと一つの拠点があれば、広くいえば南区、新潟市、隣はすぐ中之口という西蒲地区なので、その辺も含めた中での地域振興、地域のふれあいができればということ、こういう事業になっているので、お前たちはだめだったからこれはだめだということではなしに、今、課長がおっしゃったように何らかの形で市から、南区からの支援もぜひ考えていただいて、具体化できるようにぜひご支援をよろしく願いたい。

○事務局 (川瀬地域課長) 月潟地区の提案も非常にすばらしく、具体的に拠点の場所がもうすでに候補が上げられており、非常に有効であると考えている。先ほど申したように、この補助金(地域元気の種)の対象から外れるが、何らかの形で支援できないかご相談させていただきたいと思っている。先日、お会いして少しお話しましたが、例えば、本庁で「がんばるまちなか支援事業」という空き店舗の運営に対する補助制度もあり、そういったほかの制度を使うとか、こちらで何かできることはないかということ、今、いろいろ考えているので、またご相談させていただきたいと思う。よろしく願います。

○議長 (棚村会長) ほかにどなたかいらっしゃるか。では、ないようなので地域元気の種事業については以上とする。

#### (6) 南区総合防災訓練の実施報告について (総務課)

○議長 (棚村会長) (6) 南区総合防災訓練の実施報告について、総務課から願います。

○樋口副区長 先月実施した南区総合防災訓練についてご報告する。資料6をご覧ください。地域の皆様をはじめ、関係者の皆様から多数ご参加をいただきました。大変ありがとうございました。この場をお借りしてお礼申し上げます。11月6日になるが、南区で震度6弱を観測した想定で地震訓練を実施した。訓練内容だが、市本部とも情報共有をしながら、区の災害対策本部を立ち上げ情報収集や災害事案への対策を講ずる訓練を行うとともに、各地域での避難所開設訓練、要援護者の避難訓練、白根高校での災害ボランティアセンターの設置の訓練、体育施設での地震時初動対応訓練などをしていただいた。参加者数はおかげをもって、区役所職員も入れてになるが、昨年を上回る、1,181人となっているが、1,243人の誤りであった。資料の訂正をしていただきたいと思います。1,243人の参加をいただいた。また、参加者には、アンケートを行い、さまざまなご意見をいただいたところである。記載のとおりであるので、個々の説明は省略させていただくので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

改善提案など、多くのご意見をいただいたので、来年度実施に向けて改善できるものは対応

をさせていただきたいと思っている。いずれにしても、災害時の迅速な行動、適切な対応は事前訓練にかかっているということは、これまでの被災地での声からも確認をされているので、来年度も実効性のある訓練にしていきたいと思っている。

○議長（棚村会長） それぞれアンケート結果などからもいろいろなご意見をいただいているようだが、改めてご意見、ご質問があればお願いします。

○原（五）委員 たびたびすまない。今回の地震の訓練はすばらしい活動で了解しているが、区の本部の庁舎が、この前、新潟日報で震度6弱の地震に耐えられないという報道があった。そうなった場合の本部を別の場所へ移動する訓練も必要なのではないかと思うがどう思うか。

○樋口副区長 そういった訓練も必要なのかもしれないが、それ以前に、優先的になるさまざまな訓練があると思っている。南区内で庁舎として耐震化されている味方出張所だとか、消防署みたいなものが、区本部の代替施設の候補となるかと思うが、事前にLANの設置があるだとかみたいな情報は収集しているので、南区あげての防災訓練ということなので、それよりも優先的になる訓練をとりあえずはしていきたいと思っている。

○議長（棚村会長） ほかいかがか。

○小林（誠）委員 昨年からの事業についてはやっているが、今回、白井のほうでやっていただき、職員の方にも少しお話ししたが、各地域で1か所の拠点ということとさせていただいているが、これは数か所でやったほうがいいのではないかというお話をさせていただいた。市も南区も予算上の問題があるかと思うが、1か所ではなく数か所でやられた方がいいのかと思うし、いろいろここに書いてあるので、昨年も今年もそうだが、住民が行ってもやることがないことが多すぎて、行っても何もないので、白井の場合はビデオを借りてきたり、アルファ化米を作ったりということで時間をつぶさせていただいたが、やはりやることはもう少し具体的にできるものがあればいいのかと感じた。

あと一点、開設所を多くやるということにもかかるかと思うが、一時避難場所の集合というか、そこでの避難というものを考えられたらいいのかと思っている。一時避難場所というのは、各地域のセンターや公民館といったところでの一時避難場所。そこで人数の確認があつて、本部に着いたのは何人ということと終わる程度のものがあつてもいいかと思ったので、つけ加えさせていただく。よろしくお願いします。

○樋口副区長 地域1か所でなく数か所というようなありがたいご意見をいただいた。前向きに検討させていただきたいと思う。ここにも掲載されているが、せっかく避難所へ行ってそういった訓練に参加しているが、なかなか時間をもてあましたみたいなご意見もあるので、そんなことがないようにまた内容についても、充実した訓練になるように検討させていただきたいと思う。あわせて、最後の一時避難場所については、また、別個でご相談させていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

○議長（棚村会長） ほかはいらっしゃるか。では南区総合防災訓練については以上とする。

## （7）その他

○議長（棚村会長） 次第4（7）その他についてである。一番最初にあつた立地適正化計画の関係で建設課長から追加説明があるということなのでお願いします。

○木村建設課長 冒頭、都市計画課から新潟市立地適正化計画の策定についてという説明があつた。皆さんもやもやして帰られるのは非常に問題だろうから、私は春から若干、説明を受けているので、きちんとした答えになるかどうか分からないが、補足の説明をさせていただく。まず、最初に小林委員から質問があつた。機能別拠点、白井大郷信濃川フラワーの里公園だろうか。これは機能別拠点ということになっている。ご存じのとおり防災船着き場がある。もちろん防災拠点としてはなるのだが、これを観光として活かさないかということで、先ほどお話ししたとおり、観光拠点として拠点付をさせていただいたということである。一番質問の多かった居住誘導区域である。現在、市街化区域があるが、南区の集計はもちろん出していないが、全市的に現在の市街化区域の約70パーセント程度が居住誘導区域になるということである。もちろん人口減少時代ということもあるが、一番の目的はコンパクトシティをどう作っていくかということで、現在、住宅がある程度、連坦しているところを居住誘導区域にしよう。こ

の誘導区域については、区外，U I J ターン，要するに区外の人間が来るときに，ここにお住まいになったらどうかという程度である。強制的なものは何もないので，その辺のことはご理解いただきたいと思う。

田園集落づくりエリアに関してだが，これは以前，この全体会でもお話したが，既存集落区域，おおむね50戸以上の建築物。住居で構成されることに関しては，今までどおり都市計画法の緩和基準ということで，住宅が建てられるということなので，これについては今までどおり，例えば，分家住宅であったりというのは，ここで建てられると。都市計画課では，実はまちづくり，田園集落づくりエリアの強制力は全くないので，あくまで農地関係ということなので，これについては今までどおりということであり，一つ勘違いされて困るのは，現在の田園集落から市街地の居住誘導エリアへ誘導するというものではないと。あくまで区外，市外の方々が南区に家を建てたいと思ったときに，ここはいかがだろうかというのが居住誘導区域の考え方だということでご理解いただければ幸いである。先ほども説明があったが，1月下旬までパブリックコメントをやる。それまでは案でしかないので，ぼやっとした図面がついているが，基本的には線が引かれた図面が最終的には出てくるということで，これはなぜこういうことをしなければならぬのかということ，都市計画課もお話ししていたが，要するに国が策定をなささいよということで策定したということがあるが，今後，ここに公共施設や住宅を建てる方について，いろいろ優遇措置があるということなのである。この優遇措置についても，実はまだ何も決まっていない。先日，来たのは，そこにある公園について，国の交付金が出るよくらいの考え方で，とりあえずは指定しておくことによって，何らかの国の支援を受けられるということであるので，今回は指定をさせていただいたということである。果たして補足になったかどうか。私からは以上である。何か質問があれば，答えられる範囲で受けたいと思う。

○議長（棚村会長） いかがだろうか。

○木村建設課長 もやもやしたものははれたか。

○議長（棚村会長） ないようなので，続いて，南区の教育支援センターから教育ミーティングについてということをお願いする。

○大坂南区教育支援センター所長 事務連絡をさせていただく。第2部会の部会員の皆様へだが，来週の12月5日（月）1時から4階講堂で第2回南区教育ミーティングを行う。お手元にすでにプリントを配付してあるが，以前，お配りした二つの資料。南区の全国学力学習状況調査の結果と南区の小中学校の地域と学校パートナーシップ事業の資料の二つについて，当日，意見交換の素材にさせていただくので，持ってきていただければと思っている。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（棚村会長） では，第2部会の皆様，資料を持参してくださいということである。よろしくをお願いします。そのほか皆様からあるだろうか。なければ，その他はこれで終わりとする。

## 5 次回全体会の日程について

○議長（棚村会長） 続いて，次第5次回の全体会の日程についてであるが，毎月最終水曜日だったが，1週早めて12月21日（水）午後2時からということで，確認をさせていただきたいと思う。よろしいだろうか。では，12月21日（水）の午後2時からということである。南区役所の講堂で開催ということでもよろしくをお願いします。

## 6 閉会

○議長（棚村会長） 以上で，第8回南区自治協議会を閉会する。

（午後3時30分）